

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK） 共用施設利用規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が管理するけいはんなオープンイノベーションセンター（以下「KICK」という。）において、大学等研究機関、民間企業、団体、個人が研究開発の促進やビジネス活動などに利用できる「KICK 共用施設」（以下「共用施設」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（共用施設）

第2条 共用施設は別表に掲げるとおりとする。

（利用時間及び休館日）

第3条 共用施設の利用時間は、次に掲げる日を除く日の午前8時00分から午後6時までとする。ただし、財団が必要と認めるときはこれを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日）

（利用等）

第4条 利用者は、共用施設の趣旨を理解する大学等研究機関、民間企業、団体、個人とし、利用申請書（様式第1号）を提出し、財団の承認を受けるものとする。

- 2 財団は、前項の承認を行う際に、KICKの管理上必要な範囲で条件を付すことができる。
なお、営利を目的とする利用は原則として認めないものとする。
- 3 第1項の規定による申請書を出した者は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに財団に申し出て、指示を受けなければならない。

（申請手続）

第5条 申請書の受付期間は、別表のとおりとする。但し、財団が管理運営において支障がないと認めるときはこの限りでない。

（利用の禁止）

第6条 財団は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用を禁止することができる。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れのある者。
- (2) 施設等を損傷する恐れのある者
- (3) 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体の利益になると認める者
- (4) その他KICKの管理上支障があると認める者

（利用上の制限、禁止行為）

第7条 使用者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) KICKが展開するオープンイノベーションによる4つの研究開発テーマ（「スマートライフ」、「スマートエネルギー&ICT」、「スマートアグリ」「スマートカルチャー&エデュケーション」）に関連しない利用

- (2) 施設、設備等の損傷
- (3) 営利販売、展示即売会、契約行為等の営業行為
- (4) 有料セミナー等の開催（実費徴収による開催の場合は可）
- (5) 火気や水を使用する催事及び作業、危険物の持ち込み
- (6) 楽器演奏や鳴り物の使用、大声、騒音等により他の入居団体及び近隣への迷惑行為
- (7) 定員を大幅に超える行為
- (8) 申し込み内容と異なる使用行為
- (9) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸する行為
- (10) 財団が管理上支障があると認める行為

なお、その場で直ちに営業・営利に結びつく行為である「商品の販売」「展示即売」「契約勧誘」を主要な目的とした利用は禁止行為に該当するが、営業行為の可能性を広く制限する趣旨ではない。ただし、中小企業等をサポートする観点で会議室利用料を利用しやすい価格帯に抑えていることから、これを利用して直接的な営利活動に結びつける行為は控えること

（職員の立入）

第8条 財団は、KICKの管理上必要があると認めるときは、利用を承認した施設に財団の職員を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

（承認の取消し等）

第9条 財団は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、第4条第1項の承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはKICKからの退去を命ずることができる。

- (1) この規程に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者
- (3) 申請書の条件に違反している者

（利用料金）

第10条 施設等の利用料金は別表に定めるとおりとする。

2 利用者は、財団に利用料金を原則、前納しなければならない。ただし、財団が別に納期を定めたときは、この限りでない。

（利用料の返還）

第11条 既納の利用料金は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用できなくなったとき、その他財団が相当の理由があると認めたときは、この限りではない。

（利用者の遵守事項）

第12条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- (1) KICKの施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ財団の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 利用の承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。

- (3) 利用の承認を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 利用の承認を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- (5) 火災、盗難等の発生防止に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財団が指示した事項。

(利用等の終了の届出及び原状回復義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、財団に報告しなければならない。
2 利用者は、KICKの利用を完了したときは、直ちに財団の指示に従い、施設等を現状に回復して返還しなければならない。

(損壊等の届出及び利用者の損害賠償責任)

第14条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、財団の指示に基づき、これを原形に服し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 財団は、KICKの利用に際し、利用者若しくは入場者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、承認を受けた利用目的以外に利用、転貸し、又はその利用権を他に譲渡してはならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、KICKの利用について必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月17日から施行する。

別表 (第2条、第5条、第10条関連)

1 共用施設

<金額は消費税込>

施設名	料金	備考
会議室	1時間あたり 4,180円 (但し分割で使用の場合 2,090円)	土日祝、年末年始は 50%増 KICK 入居者は無料 シェアードオフィス会員は 50%割引

施設名	料金				備考
	午前 (8時~13時)	午後 (13時~18時)	全日 (8時~18時)	延長料金 (1時間あたり)	
ホール	28,960円	28,960円	54,870円	7,440円	土日祝、年末年始は20%増
シアター	24,780円	24,780円	46,920円	6,320円	

施設名	料金	備考
展示スペース (レストスペース・通路を除く)	1時間 24円／m ²	土日祝、年末年始は20%増

施設名	料金 (1時間あたり)	備考
ガイダンスルーム ①,⑤	各 1,630円	
ガイダンスルーム ②~④	各 1,320円	
セミナールーム ①~④	各 2,340円	土日祝、年末年始は20%増
セミナールーム ⑤~⑥	各 2,040円	
ワークショッフルーム①	4,180円	
ワークショッフルーム②	1,930円	

屋外敷地	料金		
	午前 (8時~13時)	午後 (13時~18時)	全日 (8時~18時)
A エリア	7,000円	7,000円	14,000円
B エリア	1,500円	1,500円	3,000円
C エリア	2,800円	2,800円	5,600円
D エリア：周回	14,350円	14,350円	28,700円

2 受付期間

受付日	受付時間
土・日曜及び休日(国民の祝日にに関する法律に定める日をいう。)を除く、1月4日から12月28日まで	午前 8時30分から正午まで 午後 1時から午後5時15分まで